

様

長洲町長

印

教育・保育給付認定却下通知書

申請のありました認定については、次の理由により却下となりましたので通知いたします。

認定却下となる子どもの 氏名及び生年月日	
却下日	
理由	

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長洲町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、長洲町（訴訟において長洲町を代表する者は長洲町長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。